

基金管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下、「本会」という。）が基金の管理について、適正かつ効率的な運用を図り、もって本会の目的及び事業の安定的な進展に寄与することを目的とする。

(基金の定義等)

第2条 本会は、本会定款第4条に定める事業を実施するために必要な資産として消費生活関連事業基金を保有する。

2 消費生活関連事業基金は貸借対照表上の特定資産に計上し、金融資産で保有するものとする。

(基金の管理運用責任者)

第3条 基金の管理運用責任者は、会長とする。

2 会長は、基金の管理運用に関し特定の理事を指名してこれに当たらせることができる。

(基金の管理運用方法)

第4条 基金は、元本が確実に回収できる方法でなければ運用を行うことができない。

2 前項の運用に当たっては、常識的な運用益が得られる方法により行うものとする。

(基金の運用対象)

第5条 基金の運用の対象は、原則として次のとおりとする。ただし、金利情勢等により、普通預金にて管理することができる。

- (1) 定期預金
- (2) 元本保証の金銭の信託
- (3) 日本国債及び地方債

2 会長は、前項の規定にかかわらず、安全性、確実性及び運用益を勘案して、より適正な商品と認められるものがあるときは、前項に掲げる運用対象以外の商品を運用することができる。

(基金の設定及び取崩し)

第6条 基金の設定及び取崩しを行う場合には、理事会の議決を得なければならない。

(管理運用手続)

第7条 第3条第2項に定める基金運用担当理事は、資産の運用に当たっては、関係商品の調査し、業務執行会議での協議を経た後に、関係書類を添付して予め会長の決裁を受けなければならない。

2 運用に係る商品が満期になり、引き続き同種の商品で運用を行う場合にも、前項の規定に準じて事務手続を行わなければならない。

3 運用に係る商品について、満期に至るまで継続することができない特別の事情が発生したときには、基金運用担当理事は速やかに会長と協議をし適切な処置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

第1条 この規程は、平成22年3月27日から施行する。

第2条 この規程の改正部分は、平成23年3月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

第3条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

第4条 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。

第5条 この規程は、平成30年3月3日から施行する。

第6条 この規程は、2020年9月1日から施行する。

第7条 この規程は、2021年5月8日から施行する。

